

23福保高介第1682号

平成24年2月29日

各（介護予防）通所介護事業所 管理者様

東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長

（公印省略）

### 通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）

日頃より、東京都の介護保険行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、通所介護事業所における機能訓練指導員の配置については、全ての通所介護事業所において機能訓練指導員の配置が必要となっております。この旨、平成23年3月10日付け22福保高介第1607号「通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について（通知）」によりお知らせし、その中において、平成23年5月1日までに指定を受けた事業所については、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間の経過措置期間を設け、配置するようお願いしていたところです。

現時点において、機能訓練指導員の配置をされていない事業所は、配置するための早期の対応をお願いいたします。なお、配置した場合は、所定の様式にて変更届を提出してください。

また、上記通知については、下記ホームページにて確認できます。通知中に機能訓練指導員の配置についてのQ&Aも掲載してありますので、併せてご確認ください。

なお、本通知は、平成24年2月15日時点において、機能訓練指導員の配置が確認できない事業所宛※にお送りしておりますが、行き違いで届出済みの場合は手続きは不要となります。

※看護職員の配置があっても機能訓練指導員の配置の届出がない事業所にも送付しています。この場合、看護職員が機能訓練指導員を兼務するときは、配置の時間帯を分けて機能訓練指導員として従事する旨の変更届が必要です。

<変更届提出先> 〒162-0823 新宿区神楽河岸1番1号 セントラルプラザ13階

財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 事業者指定室 電話：03-5206-8752

<東京都介護サービス情報>

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo\\_lib/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

◆機能訓練指導員の配置：東京都介護サービス情報／事業者指定申請・届出／

新規指定申請様式／7通所介護／「機能訓練指導員の配置について」

◆変更届の様式：東京都介護サービス情報／事業者指定申請・届出／変更届出様式

（問い合わせ先）

東京都福祉保健局高齢社会対策部  
介護保険課介護事業者係  
電話：03-5320-4593